

とみおかサポータークラブ 規約

2023年2月1日改正

(名称)

第1条 本団体は、「とみおかサポータークラブ」（以下サポータークラブ）と称します。

(団体の事務局・所在地)

第2条 サポータークラブの事務局は一般社団法人とみおかプラスが行います。
(福島県双葉郡富岡町大字小浜字中央338)

(目的)

第3条 富岡町の、まちづくり、人づくり、賑わいづくりに協働したいという人・団体、富岡町が好き、行ってみたいという人・団体がその思いをともにし、富岡町の復興と創生、町の賑わいづくりに参画、貢献することを目的とします。

(構成)

第4条 富岡町を応援したい、富岡町の、まちづくり、人づくり、賑わいづくりに協働したいという人・団体、富岡町が好き、行ってみたいという人・団体等によって構成されます。

(活動)

第5条 サポータークラブは、第3条の目的を達成するために次の活動を行います。

- ボランティア（人材）の提供
- アイディア（知恵）の提供
- 活動資金の提供
- その他前条の目的を達成するために必要なこと。

2 事務局より、各種参加協力事項について周知を通じ、各開催回への参加を基本の活動事項とします。

(サポータークラブ員の権利と義務)

第6条 サポータークラブメンバーの活動に係る費用は原則として自らの負担となります。また、活動は自らの責任において参加するものとし、事故等に備えて各自事前に、必要な保険等に参加したうえで参加します。

2 参加した活動時に提供されたアイディアに係る権利については、事務局がその権利を有することとします。

3 サポータークラブに提供された資金は事務局運営費として管理します。

- 4 活動に際し、活動内容によっては事務局より関係する費用が提供されることもあります。

(入会)

第7条 サポータークラブへの登録は、サポータークラブの目的を理解しそれに賛同する者とするします。

- 2 サポータークラブの目的に賛同しサポータークラブに登録しようとする者は、事務局が別に定める入会申込書により事務局に申し込むものとします。事務局は正当な理由がない限り入会を認めます。

次に掲げる事由に該当する場合は、入会を承認しないことがあります。

- (1) 入会申込みに当たり記入した内容に虚偽の記載があった場合
- (2) 入会を承認しない正当な事由がある場合
- (3) 入会希望者が暴力団若しくは暴力団関係の構成員であり、又は宗教団体への勧誘活動若しくは違法な販売活動を行う者である場合

- 3 事務局は、前項の者の入会を認めない時は、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知します。

- 4 入会が認められた者については、速やかに名簿に必要事項を記載しなければなりません。

(資格の喪失)

第8条 サポーターメンバーが次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失します。

- (1) 本人が退団の意思を示したとき。
 - (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は団員である組織が消滅したとき。
 - (3) サポータークラブの活動を、政治、宗教および選挙活動などに利用したとき。
 - (4) 反社会的活動を行ったとき。
 - (5) その他第3条の目的を達成するにあたり、不適正な言動を行ったと会長によって判断されたとき。
- 2 退団した者については、速やかに名簿から削除します。

(運営)

第9条 一般社団法人とみおかプラスは、サポータークラブの事務局として各種運営を行います。

- 2 活動に関わる会計は、とみおかプラスの事業会計として事務局が行います。

3 活動に関わる監査は、とみおかプラスの監査として事務局が行います。

(個人情報)

第10条 事務局は、運営上必要な場合以外の目的で会員の個人情報を利用し、又は第三者に提供はいたしません。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではありません。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(事業報告・決算)

第11条 サポータークラブの事業報告は、年度終了後に事務局が作成し、一般社団法人とみおかプラス理事会承認後に公表します。

(その他)

第13条 この規約に定めた以外の必要事項については事務局が別に定めます。

附 則

- 1 規約は平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正規約は令和5年2月1日から施行する。